

(趣旨)

**第1条** この規則は、西桂町景観条例（平成25年西桂町条例第22号。以下「条例」という。）及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

**第2条** 条例第2条第4号の規則で定める工作物は、次のとおりとする。

- (1) 垣、柵、塀の類
- (2) 電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類
- (3) 遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設
- (4) 太陽光発電施設

(事前協議書の提出)

**第3条** 条例第15条の事前協議は、事前協議書（様式第1号）により作成し提出するものとする。

2 協議書を提出する期限は、行為の届出等を行おうとする日の30日前の日又は協議に係る事業計画の変更が可能な日のいずれか早い日とする。

(事前協議確認書の交付)

**第4条** 町長は、前条の規定による協議が完了したときは、行為者に対し事前協議確認書（様式第2号）を交付しなければならない。

(行為の届出)

**第5条** 法第16条第1項の規定による届出にあつては、太陽光発電設備については景観区域内における太陽光発電設備の建設等行為届出書（様式第3号）、太陽光発電設備以外の設備については景観計画区域における行為届出書（様式第4号）を、法第16条第2項の規定による届出にあつては、景観計画区域における行為変更届出書（様式第5号）に次に掲げる書類を添え町長に提出して行うものとする。ただし、町長が必要がないと認めるときは、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 配置図又は平面図
- (4) 立面図（全方向分・要着色）
- (5) その他町長が必要があると認めたもの

2 法第16条第2項の規定による届出にあつて、その変更内容が景観形成基準に適合しない場合は、前条に定める変更前の事前協議確認書又は次条に定める景観計画区域における行為制限の適合通知書を取り消すものとする。

(適合通知)

**第6条** 町長は、**第5条第1項**に規定する届出された行為が景観形成基準に適合するときは、景観計画区域における行為制限の適合通知書 (**様式第6号**) により行為者に通知するものとする。

(行為の通知)

**第7条** 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域における行為通知書 (**様式第7号**) に次に掲げる書類を添え町長に提出して行うものとし、通知した内容を変更しようとするときも、同様とする。ただし、町長が必要がないと認めるときは、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 配置図又は平面図
- (4) 立面図 (全方向分・要着色)
- (5) その他町長が必要があると認めたもの

(完了等の届出)

**第8条** 条例第16条第1項の規定による完了届出は、**太陽光発電設備については対象行為完了届出書 (様式第8号)**、**太陽光発電設備以外の設備については景観計画区域における行為完了届出書 (様式第9号)** を町長に提出して行うものとする。

2 条例第16条第2項の規定による中止の届出は、景観計画区域における行為中止届出書 (**様式第10号**) を町長に提出するものとする。

(勧告)

**第9条** 法第16条第3項又は条例第11条第3項の規定による勧告は、勧告書 (**様式第11号**) により行うものとする。

(命令)

**第10条** 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、命令書 (**様式第12号**) により行うものとする。

(身分証明書)

**第11条** 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書 (**様式第13号**) によるものとする。

(その他)

**第12条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。